

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年4月26日受付分)

特定非営利活動法人
すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI

縦覧期間

令和6年4月26日(金)から
令和6年5月10日(金)まで

特定非営利活動法人 すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI (略称 NPO 法人 KIZUKI) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市市庭町 6-6 2階に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を兵庫県姫路市香寺町恒屋 505 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築（築き）し、持続可能な社会の創り手の育成及びすべての人々のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等への研修及び啓発並びに支援・助言に関する事業
- (2) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の心の悩みの相談に関する事業
- (3) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の特異な問題への緊急対応及び学校等の対処方法の助言に関する事業
- (4) 子どもからの援助要請に関する調査・研究に関する事業
- (5) 不登校支援、発達障害及びグレーゾーンの子どもの支援に関する事業

(6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務

- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち兵庫県に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 坂口 美智子

副理事長 常陰 則之

理事 市橋 真奈美

同 坂口 拓也

同 養父 雄一

同 大谷 慧

監事 山根 創

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7(2025)年2月28日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7(2025)年2月28日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	30,000円	50,000円
② 年会費	1,000円	10,000円
(2) 賛助会員		
③ 入会金	0円	10,000円
④ 年会費	1,000円	5,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI

(略称 NPO 法人 KIZUKI)

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	さかぐち みちこ	[REDACTED]	無
	坂口 美智子	[REDACTED]	
理事 (副理事長)	つねかげ のりゆき	[REDACTED]	無
	常陰 則之	[REDACTED]	
理事	いちはし まなみ	[REDACTED]	無
	市橋 真奈美	[REDACTED]	
理事	さかぐち たくや	[REDACTED]	無
	坂口 拓也	[REDACTED]	
理事	やぶ ゆういち	[REDACTED]	無
	養父 雄一	[REDACTED]	
理事	おおたに さとし	[REDACTED]	無
	大谷 慧	[REDACTED]	
監事	やまね はじめ	[REDACTED]	無
	山根 創	[REDACTED]	

設立趣旨書

1 趣旨

平成 19(2007)年から始まった特別支援教育によって、特別支援学校に限らず、すべての学校園において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくことになった。平成 24(2012)年には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示され、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきであること、また、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかが、最も本質的な視点であり、そのための環境整備が求められるようになった。

また、平成 30(2018)年文科省及び厚労省より、教育と福祉の連携について、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘され、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、グレーゾーンの子どもたち等を含んだ支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている（「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」）。

しかしながら、これまでの様々な取り組みでは、教員を始めとした大人たちが子どもからの援助要請にどう対応するかということに対して、その重要性は訴えられているものの、具体的な方法論が不足しており、子どもに合わせた環境づくりや信頼関係づくりをどのように行うかについての情報が不足している。つまり、子どもからの援助要請・SOSに関する実践的な方法に関する情報提供が不足しているのである。具体的な方法論は、とりわけ、これからの学校現場やすべての教員には必須の能力となってくると考えられる。一方で、児童生徒の援助要請・SOSに実践的に介入できる人材（経験的に体得したノウハウを有する人材）は、少数ながら偏在しており、それら人材のアセスメント力、介入法などのノウハウを生かし、教員等に広く伝えることが喫緊の課題であると認識している。

また、令和 4(2022)年には教員免許更新制が発展的解消となり、教員ごとの研修の記録作成と校長による一人ひとりへの指導助言を義務付ける教育職員免許法と教育公務員特例法（改正教特法）が成立し、令和 5(2023)年には教員研修の記録作成と、校長による指導助言の義務付けがスタートしており、多様な教員研修のニーズがある。また、昨今、教師不足が社会問題化しているが、臨時的任用教員等に関しては、改正教特法に基づく研修履歴を活用した資質の向上に関する指導助言等の適用対象ではないが、臨時的任用教員等を対象とした研修プログラムの設定や教育センター等が行う研修への参加など、研修機会の充実に努め、資質の向上が図られることが求められており、そのための研修プログラムや研修機会の提供が必要とされている。

上記の社会的な背景のもと、当団体は、教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築し（築き）、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「すべての人々のウェルビーイングの向上」を目的として設立する。ここでのウェルビーイングとは、令和 5(2023)年 3月に発表された国の次期教育振興基本計画でうたわれている「日本社会に根差したウェルビー

ング」のことであり、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会で幸せや豊かさを感じられるものとなることを目指す。

子どもからの援助要請・SOSに実践的に介入できる人材をメンバーに有する当団体は、そのノウハウを広くひろめるためのセミナー、研修等を提供したいと考えている。特に、不登校や発達障害等の援助要請・SOSを発しにくい子ども等の援助要請にどう答えて、どう対応していくかというテーマで、セミナー、研修、個別指導を提供する。対象は、教員が主であるが、要望があれば保護者及び教育関係者等広く社会人も対象としたい。セミナー、研修については、必要に応じて、個別フォローアップ研修等を付与し、より実践的な内容とする予定である。子どもが困っていることに気づくための視点、視野を獲得するため、まず子どもが困っていることに気づいて、その困りごとに適切に個別に対応する。子どもの状況に応じて、臨機応変に対応でき、気づいているけど、どう対応していいか分からないという状況をなくしたい。

令和4(2022)年には教員免許更新制が発展的解消となり、教員ごとの研修の記録作成と校長による一人ひとりへの指導助言を義務付ける教育職員免許法と改正教特法が成立した。その作成記録には、国や県が行う悉皆研修以外に自由研修として法人格の団体の研修についても校長の許可があれば参加が認められる。そのため、任意団体より法人化された団体の方がより広く多くの方々に研修を受けてもらうことが可能となり、法人化が必要である。子どもの困りごとに対する子どもの無力感は教員の対応のまずさと学校の体制・風土の問題がある。特定非営利活動法人化することにより、校内研修・校外研修だけでなく、研修受講者の在籍する学校への研修後のフォローアップ活動を行うことも可能となる。

今回、法人として申請するに至ったのは、個人及び任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくことと、県内全体へ活動を広げていくために他地域の行政や関連団体との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからである。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの教育関係者(教員・保護者等)、子ども達、その他市民の方々に参画してもらうことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考ええる。

法人化することによって、組織を発展、確立することができ、将来的に教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築(築き)し、持続可能な社会の創り手の育成及びすべての人々のウェルビーイングの向上に寄与することで地域社会に広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

理事メンバーは児童生徒の援助要請・SOSに実践的に介入できる人材(経験的に体得したノウハウを有する人材)である。これら人材のアセスメント力、介入法などのノウハウを世の中に普及させるために、保護者、教員向けのセミナー、研修を計画的に実施したいと考えている。研修は実践的な内容を考えており、研修後のフォローアップ活動を行い、保護者及び教育関係者等広く社会人のニーズに幅広くこたえるものにする予定である。

豊富な実践を通して理事長の坂口が開発した体操・音楽・学習を組み合わせた発達障害児等を対象とした独自の療育方法を保護者、教員、スクールカウンセラー等に伝え、実践(フォローア

ップ研修等)を通じて、具体的に身につけることを目的とした研修、セミナー、アウトリーチ支援等を行い、実践力を持った人材の育成を目指す。また、個別の発達障害(グレーゾーンを含む)に対しての療育全般のプログラムを作成・実践し、困りごとを持った子どもや保護者を支援するとともに、学校への訪問支援をとおして、困っている教員に対して幼児・児童・生徒への関わりのポイントを的確に伝え、教員への支援に関するアドバイスを行うことにより、学校や教員も支援する。あわせて、独自の療育方法を活用した不登校支援の居場所づくり活動を行う。

令和6(2024)年1月25日

特定非営利活動法人

すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI

(略称 NPO 法人 KIZUKI)

設立代表者

氏名 坂口 美智子

令和 6(2024)年度事業計画書

特定非営利活動法人 すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI
(略称 NPO 法人 KIZUKI)

1. 基本方針

教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築し（築き）、持続可能な社会の創り手の育成及びすべての人々のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とした、研修・セミナー、アウトリーチ支援等を実施する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込
(1) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等への研修及び啓発並びに支援・助言に関する事業	研修会、セミナー、アウトリーチ支援	8月、2月計2回 アウトリーチ支援は随時	放課後等サービス keel via 等	子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等 30人	45千円
	親の会の開催	2ヶ月に1回	放課後等サービス keel via 等	保護者・教員・スクールカウンセラー等 10人	10千円
(2) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の心の悩みの相談に関する事業	LINE・メール、SNS相談	随時		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0千円
	SNSによる「発達障害支援のツボ」発信	随時		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0千円
(3) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の特異な問題への緊急対応及び学校等の対処方法の助言に関する事業	要請に応じての面談	随時	放課後等サービス keel via 等	子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等 派遣3回×3ケース	45千円
(4) 子どもからの援助要請に関する調査・研究に関する事業	LINE・メール、SNSによる調査・研究	適宜実施		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0円
(5) 不登校支援、発達障害及びグレーゾーンの子ども達への支援に関する事業	不登校支援の居場所作り	適宜実施	放課後等サービス keel via 等	不登校児童・生徒5名	45千円
	発達障害児・グレーゾーンの子ども対象の学習支援	2ヶ月に1回	放課後等サービス keel via 等	発達障害児・グレーゾーンの子ども5名	250千円

(6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	「定款第5条第1号~第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。
-----------------------------	---

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：常陰 則之

事務局スタッフ：

(総務) 坂口 拓也

(会計) 坂口 知士

(渉外) 坂口 詩織、坂口 真里亜

令和 7(2025)年度事業計画書

特定非営利活動法人 すべての人のウェルビーイングのための KIZUKI
(略称 NPO 法人 KIZUKI)

1. 基本方針

教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築し（築き）、持続可能な社会の創り手の育成及びすべての人々のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とした、研修・セミナー、アウトリーチ支援等を実施する。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込
(1) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等への研修及び啓発並びに支援・助言に関する事業	研修会、セミナー、アウトリーチ支援	8月、2月計2回 アウトリーチ支援は随時	放課後等デイサービス keel・via 等	子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等 30人	45千円
	親の会の開催	月1回	放課後等デイサービス keel via 等	保護者・教員・スクールカウンセラー等 10人	10千円
(2) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の心の悩みの相談に関する事業	LINE・メール、SNS 相談	随時		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0千円
	SNS による「発達障害支援のツボ」発信	随時		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0千円
(3) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の特異な問題への緊急対応及び学校等の対処方法の助言に関する事業	要請に応じての面談	随時	放課後等デイサービス keel via 等	子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等 派遣 3 回×3 ケース	90千円
(4) 子どもからの援助要請に関する調査・研究に関する事業	LINE・メール、SNS による調査・研究	適宜実施		子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等	0円
(5) 不登校支援、発達障害及びグレーゾーンの子ども達への支援に関する事業	不登校支援の居場所作り	適宜実施	放課後等デイサービス keel via 等	不登校児童・生徒 5名	45千円
	発達障害児・グレーゾーンの子ども対象の学習支援	月1回	放課後等デイサービス keel via 等	発達障害児・グレーゾーンの子ども 5名	500千円

(6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	「定款第5条第1号~第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。
-----------------------------	---

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：常陰 則之

事務局スタッフ：

(総務) 坂口 拓也

(会計) 坂口 知士

(渉外) 坂口 詩織、坂口 真里亜

令和6(2024)年度活動予算書

成立の日から令和7(2025)年2月28日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	300,000	
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	5,000	
		315,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	
		100,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
研修会、セミナー、アウトリーチ支援事業収益	45,000	
親の会の運営収益	10,000	
要請に応じての面談事業収益	45,000	
不登校支援の居場所作り事業収益	45,000	
発達障害・グレーゾーンの子ども対象の学習塾の収益	250,000	
		395,000
5. その他収益		
受取利息	5	
雑収益	0	
		5
経常収益計		810,005
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	60,000	
消耗品費	20,000	
印刷費	20,000	
通信費	1,000	
保険料	120,000	
会場費	60,000	
会議費	10,000	
その他経費計	291,000	
事業費計		291,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	30,000	
印刷費	20,000	
通信費	20,000	
旅費交通費	200,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	50,000	
租税公課	0	
その他経費計	320,000	
管理費計		320,000
経常費用計		611,000
当期正味財産増減額		199,005
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		199,005

令和7(2025)年度活動予算書

令和7(2025)年3月1日から令和8(2026)年2月28日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	10,000	
正会員受取会費	5,000	
賛助会員受取会費		15,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	
受取民間助成金		0
4. 事業収益		
研修会、セミナー、アウトリーチ支援事業収益	45,000	
親の会の運営収益	10,000	
要請に応じての面談事業収益	90,000	
不登校支援の居場所作り事業収益	45,000	
発達障害・グレーゾーンの子ども対象の学習塾の収益	500,000	
事業収益計		690,000
5. その他収益		
受取利息	5	
雑収益	0	
その他収益計		5
経常収益計		705,005
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
講師謝金	160,000	
消耗品費	20,000	
印刷費	20,000	
通信費	1,000	
保険料	120,000	
会場費	85,000	
会議費	10,000	
その他経費計		416,000
事業費計		416,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
消耗品費	30,000	
印刷費	20,000	
通信費	20,000	
旅費交通費	200,000	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	50,000	
租税公課	0	
その他経費計		320,000
管理費計		320,000
経常費用計		736,000
当期正味財産増減額		△ 30,995
前期繰越正味財産額		199,005
次期繰越正味財産額		168,010